

筑西市犯罪被害者等支援条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等への支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、居住する者、勤務する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。

- (4) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、地方公共団体（本市を除く。）、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等への支援を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、十分に配慮して行うこと。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等への支援により二次被害及び再被害（以下「二次被害等」という。）が生じることのないよう十分配慮して行うこと。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるよう、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく行うこと。
- (4) 市、市民等及び関係機関等が相互に連携し、協力して行うこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次被害等を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務に当たって二次被害等を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等に対して必要な支援を行うほか、

市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による相談、必要な情報の提供及び助言を行うための窓口を設置するものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が二次被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害等を受けることのないよう、公営住宅の活用その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害等を防止するため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について、事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第11条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市規則で定めるところにより、見舞金を支給する等の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第12条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、相談、情報提供等の犯罪被害者等への支援を担う人材の育成及び資質の向上のための必要な措置を講じるものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について、市民等及び事業者等の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等への支援に関する情報の提

供その他の必要な支援を行うものとする。

（支援の制限）

第 15 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発したときその他犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上不適当と認められるときは、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないものとする。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。